

# 政策提言

【提言】

多文化共生社会の実現に向けて

令和元年12月17日

鹿児島県議会

政策提言の検討や政策条例の対象事項の調査等を行うために設置している政策立案推進検討委員会から、「多文化共生社会の実現」に向けて提言すべきとの報告を受けました。

本県の在留外国人数は、平成30年12月末で1万人を超えており、新たな外国人材の受入制度等により、更なる増加が見込まれます。

このような中、県議会として検討した結果、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として、共に生きる多文化共生社会の実現を目指すことは、県政にとって重要な課題であると考えます。

知事におかれては、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、多文化共生社会の実現に向けて、積極的に取り組まれるよう県議会として強く要望します。

令和元年12月17日

鹿児島県議会

議長 外 園 勝 蔵

# 多文化共生社会の実現に向けて

## 1 提言の背景

### (1) 在留外国人の現状

日本に暮らす外国人は近年増加の一途をたどっており、平成30年12月末の在留外国人数は、約273万人と4年連続で過去最高を更新し、前年末に比べ約17万人（6.6%）増加している。

本県の平成30年12月末の在留外国人数は、10,547人であり、前年末に比べ1,446人増加しており、増加率15.9%は全国第1位となっている。また、直近3年における対前年比の増加率は、10%を超えており、全国の中でも、非常に高い伸びとなっている。

本県の在留外国人は、都市部だけでなく、県内各地に散住しており、約半数に当たる22市町において、100人以上の外国人が在住している。

また、国籍別では、多い順に、ベトナム（3,636人）、中国（2,180人）、フィリピン（2,018人）となり、上位3カ国で、74.3%を占めている。

在留資格別では、多い順に技能実習（4,835人）、永住者（2,411人）、留学（961人）となり、これらで全体の77.8%を占め、近年は特に技能実習の増加が大きい。

### (2) 外国人材受入れ拡大の動き

国は、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針2018）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、外国人材の受入れ拡大を含め、外国人の生活環境の整備を行うことが重要であり、地域における多文化共生施策を一層推進するとした。

同年12月、新たな「出入国管理及び難民認定法」が成立し、新たな在留資格「特定技能」が創設された。介護や農業、建設業など人手不足が深刻な業種において、平成31年4月からの5年間で、最大34万5千人の外国人労働者の受入れ拡大が図られることとなっている。

平成30年12月末に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」においては、生活者としての外国人に対する支援や外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組などが示されている。

### (3) 多文化共生に関する取組

国においては、平成18年3月に、地方自治体が多文化共生（※1）の推進に関する指針・計画を策定する上で参考となる考え方を整理した「地域における多文化共生推進プラン」を公表し、また平成29年3月には、多文化共生の優良な取組を掲載した「多文化共生事例集」を作成し、多文化共生施策の推進を図ってきた。

県においては、平成30年3月に策定した「かごしま未来創造ビジョン」において、多文化共生の実現に向けた施策の基本方向を定めており、公益財団法人鹿児島県国際交流協会と連携し、多文化共生社会の推進に向けた日本語・日本理解講座事業などを実施している。

本年4月には、新たな外国人材の受入制度が創設されたことを踏まえ、地域における外国人材の円滑な受入れ等を支援するため、「外国人材受入活躍支援課」が設置され、10月には、雇用、医療、福祉、子どもの教育等の生活に関する情報提供や相談を多言語で行う「外国人総合相談窓口」を開設したところである。

また、今年度内に「かごしま外国人材受入活躍推進戦略」を策定することとしている。

また、県内市町村については、一部市町村で、ホームページの多言語化や日本語教室開催などの取組がなされているものの、県内市町村における多文化共生の推進に向けた取組には、差が見られるのが現状である。

#### (4) 課題

国際化の進展や新たな外国人材の受入制度により、本県に在住する外国人の更なる増加が見込まれる中、国籍や民族等にかかわらず活躍できる地域社会づくりが、離島を含め、県下全域において今後一層求められる。

しかしながら、外国人県民（※2）に関しては、日本語や日本の文化、習慣、守るべきルール等を理解していないがゆえに、地域社会での交流機会が不足し、近隣住民とのトラブルや軋轢が生じたり、地域社会から孤立してしまうこともある。

このような状況を改善・防止するためには、受け入れる側の日本人県民が、文化的違いを認め、外国人県民の人格を尊重することや、外国人県民に対する情報提供や日本語学習の環境整備が、まず必要である。

外国人県民は、地域社会の重要な構成員であり、外国人県民ならではの視点や経験を生かしつつ、共に生きる社会の実現を目指す必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

---

#### (※1) 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。  
(総務省「地域における多文化共生推進プラン」)

#### (※2) 外国人県民

本提言では、鹿児島県民のうち、外国籍の方や、外国につながる背景(ルーツ)をもつ方を対象に「外国人県民」という言葉を使用しています。

## 2 提言

### (1) 多文化共生意識の醸成

- ア 異なる言語，文化，習慣を持つ外国人と共生していく必要性や意義などの周知・啓発を行うなど，多文化共生に関して，幼少期からの意識の醸成を含め，日本人県民の理解促進を図ること。
- イ 市町村等と連携し，日本人県民と外国人県民との交流機会の創出を図ること。

### (2) 情報収集（アクセス）の支援

- ア 外国人県民が必要とする情報をスムーズに収集できるよう，県ホームページ等の内容を充実するとともに，多言語ややさしい日本語により提供すること。
- イ 外国人県民向けの総合相談窓口について，より相談しやすい体制づくりや周知に努めるとともに，外国人県民が身近な地域で相談できるよう，市町村に対しても相談窓口の設置について助言等を行うこと。

### (3) 日本語・日本理解の支援

- ア 外国人県民が，日本語や日本・鹿児島島の文化，習慣，守るべきルール等について，より身近な地域で学習できるよう，国の事業も活用し，取り組むとともに，県内各市町村における日本語・日本理解講座の開催について，助言・支援を行うこと。
- イ 市町村等と連携し，日本人県民と外国人県民との交流機会の創出を図るとともに，地域行事などへの外国人県民の参加促進を図ること。
- ウ 日本人県民と外国人県民とのコミュニケーションを促進するため，やさしい日本語の活用について周知・啓発を図ること。
- エ 外国人県民が，日本語・日本理解，日本人県民との交流に積極的にになれるような環境を整備すること。

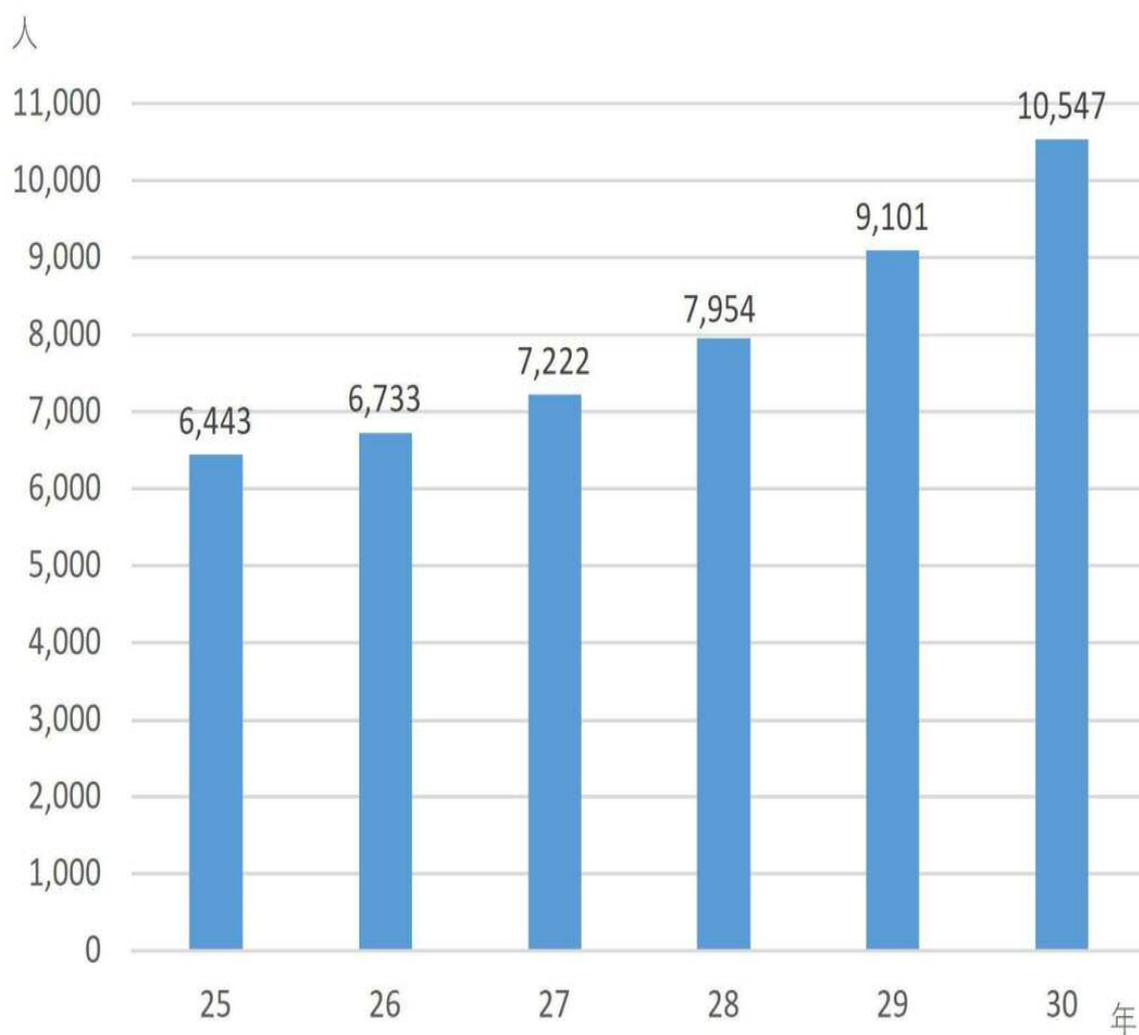
### (4) 地域ぐるみの受入体制づくり

- ア 多文化共生の推進に当たっては，県，市町村，自治会，外国人材受入企業，外国人支援団体など，地域の関係者による情報交換，情報共有に努めるとともに，外国人県民の視点に立った支援や外国人県民も視野に入れた施策展開につなげていくこと。

1 本県の在留外国人数の推移（各年12月31日時点）

単位：人・%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
在留外国人数	6,443	6,733	7,222	7,954	9,101	10,547
対前年比増 (%)	126 (2.0)	290 (4.5)	489 (7.3)	732 (10.1)	1,147 (14.4)	1,446 (15.9)



## 2 県内の在留外国人の市町村別の状況

(推計人口は平成31年1月1日、在留外国人数は平成30年12月31日時点)

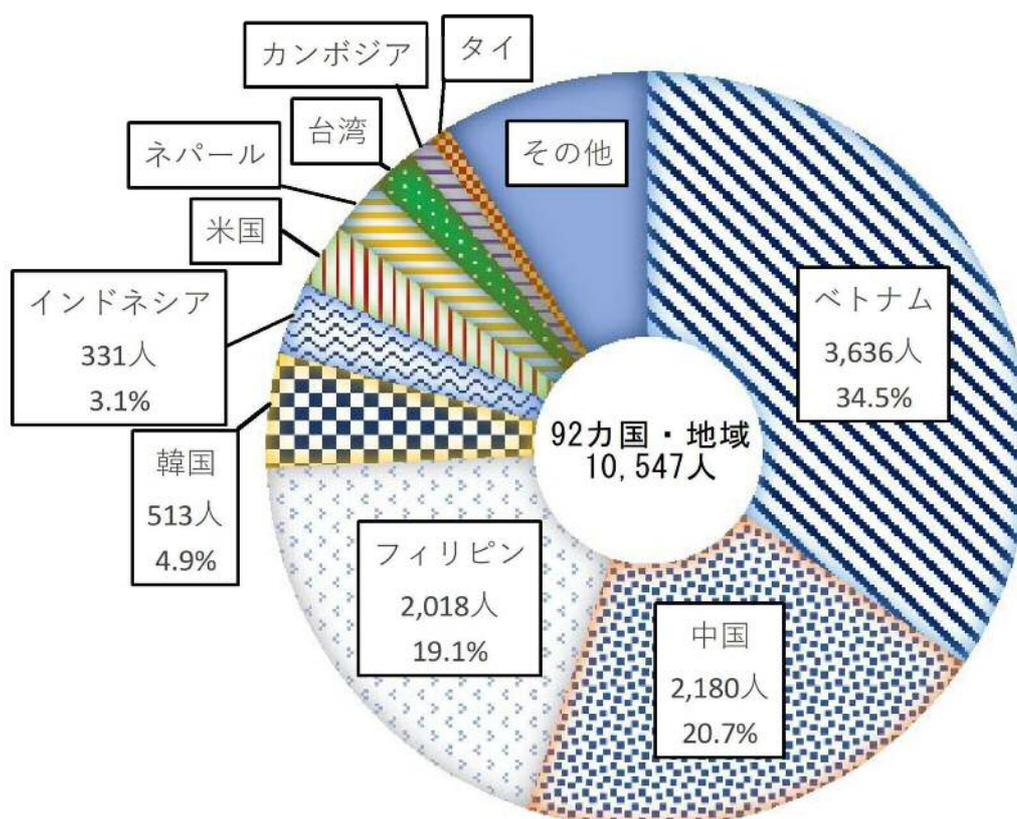
市町村	推計人口 (人)	在 留 外国人数 (人)	人口に占める 外国人の割合 (%)
鹿 児 島 市	597,215	3,065	0.51
鹿 屋 市	102,369	571	0.56
枕 崎 市	20,810	388	1.86
阿 久 根 市	19,813	135	0.68
出 水 市	52,471	665	1.27
指 宿 市	39,866	388	0.97
西 之 表 市	15,195	86	0.57
垂 水 市	14,333	206	1.44
薩 摩 川 内 市	93,845	485	0.52
日 置 市	47,748	292	0.61
曾 於 市	34,251	347	1.01
霧 島 市	124,719	653	0.52
いちき串木野市	27,967	208	0.74
南 さ つ ま 市	33,699	219	0.65
志 布 志 市	30,186	344	1.14
奄 美 市	41,757	139	0.33
南 九 州 市	34,414	374	1.09
伊 佐 市	25,297	138	0.55
始 良 市	76,392	349	0.46
<b>市 計</b>	<b>1,432,347</b>	<b>9,052</b>	<b>0.63</b>
三 島 村	392	2	0.51
十 島 村	760	7	0.92
さ つ ま 町	20,967	317	1.51
長 島 町	9,989	71	0.71
湧 水 町	9,641	76	0.79
大 崎 町	12,515	233	1.86
東 串 良 町	6,302	122	1.94
錦 江 町	7,225	60	0.83
南 大 隅 町	6,796	22	0.32
肝 付 町	14,762	87	0.59
中 種 子 町	7,776	19	0.24
南 種 子 町	5,527	15	0.27
屋 久 島 町	12,295	98	0.80
大 和 村	1,428	1	0.07
宇 検 村	1,680	2	0.12
瀬 戸 内 町	8,548	16	0.19
龍 郷 町	5,765	18	0.31
喜 界 町	6,825	44	0.64
徳 之 島 町	10,469	41	0.39
天 城 町	5,703	35	0.61
伊 仙 町	6,153	24	0.39
和 泊 町	6,442	109	1.69
知 名 町	5,901	64	1.08
与 論 町	5,058	12	0.24
<b>町村計</b>	<b>178,919</b>	<b>1,495</b>	<b>0.84</b>
<b>総 計</b>	<b>1,612,481</b>	<b>10,547</b>	<b>0.65</b>

【出典】人口移動調査(県企画部統計課)、在留外国人統計(法務省)

### 3 本県の国籍別の在留外国人数（平成30年12月31日時点）

単位：人・%

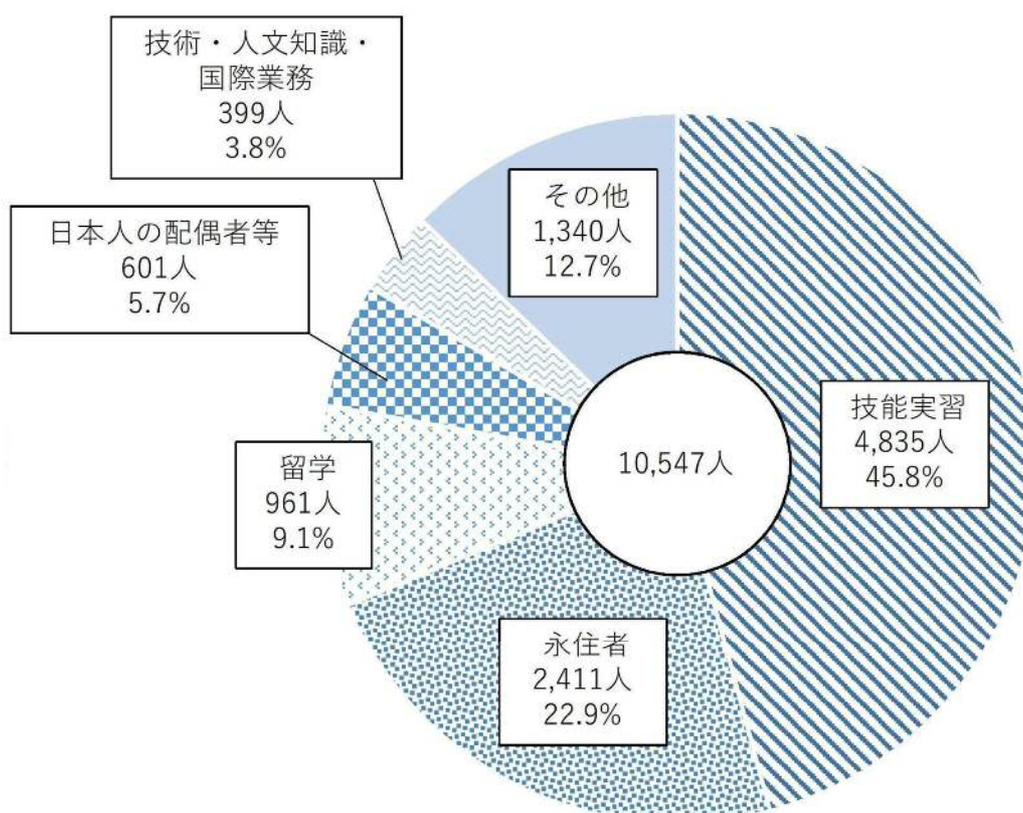
国・地域名	人 数	構 成 比	対 前 年 比 増 減 率
ベトナム	3,636	34.5	44.3
中 国	2,180	20.7	▲2.2
フィリピン	2,018	19.1	4.3
韓 国	513	4.9	2.8
インドネシア	331	3.1	33.5
米 国	285	2.7	1.4
ネパール	251	2.4	24.9
台 湾	204	1.9	20.7
カンボジア	109	1.0	10.1
タ イ	91	0.9	3.4
そ の 他	929	8.8	11.7
合 計	10,547	100.0	15.9



4 本県の在留資格別の在留外国人数（平成30年12月31日時点）

単位：人・%

国・地域名	人 数	構 成 比	対 前 年 比 増 減 率
技 能 実 習	4,835	45.8	29.3
永 住 者	2,411	22.9	3.3
留 学	961	9.1	21.6
日本人の配偶者等	601	5.7	▲3.8
技術・人文知識・国際業務	399	3.8	28.7
そ の 他	1,340	12.7	2.8
合 計	10,547	100.0	15.9



# 在留資格一覽表



## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

# 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)の概要

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の概要(平成17年度)

⇒ 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)

## ①コミュニケーション支援

### 地域における 情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

### 日本語および日本社会に 関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

## ②生活支援

### 居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

### 教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

### 労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

### 医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

### 防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け等

## ③多文化共生の地域づくり

### 地域社会に対する 意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

### 外国人住民の 自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

## 多文化共生施策の推進体制の整備

### 地方自治体の体制整備

担当部署の設置、指針・計画の策定

### 地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

### 国の役割、企業の役割の明確化

国……外国人受け入れの基本的考え方、オリエンテーション 等  
企業……企業の社会的責任の履行



# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の主な施策

## 全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所、11言語対応）【20億円】
  - 一元的相談窓口・情報提供、通訳の配属、多言語翻訳アプリの活用
  - 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

## 多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
  - 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡医療、事件・事故、教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

## 地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
  - 地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体による特定技能外国人の受入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡新たな外国人材受入れに対する地域の受入れ環境整備等を支援し、地域の持続的発展につなげる

## 生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
  - 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
  - 住宅確保のための環境整備・支援
  - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
  - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡生活サービスの改善を図る

## 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
  - 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
  - 日本語能力に関する試験結果等の公表義務、情報開示の充実
  - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

## 日本語教育、外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
  - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づき着実な改善と支援等の配置への支援【3億円】
  - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
  - 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
  - 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

## 社会保険への加入促進等

- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
  - 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

## 悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
  - 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
  - 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

そうだん ほうほう  
**相談の方法**

Consultation method  
咨询方法  
Hình thức tư vấn  
Paraang Konsultasyon

でんわ そうだん  
**電話で相談**



Consultation by phone  
电话咨询  
Tư vấn qua điện thoại  
Konsultasyon sa telepono



でんわ  
**電話をかける**

**☎070-7662-4541**

Make a phone call  
拨打电话  
Gọi điện thoại  
Tumawag

めんだん そうだん  
**面談にて相談**

Consultation in person  
面谈咨询  
Tư vấn bằng cách gặp mặt trực tiếp  
Personal na konsultasyon

ちよくせつまどぐち  
**直接窓口へ**

Visit our desk  
直接到咨询窗口  
Trực tiếp đến quầy  
Direktang sa window

けんみん こうりゅう せんたー かい  
**かごしま県民交流センター 1階**  
(国際交流プラザ内)

1F, Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center (Inside the International Exchange Plaza)  
鹿児島県民交流中心1楼(国際交流广场内)  
Tầng 1, Trung tâm giao lưu cư dân tỉnh Kagoshima (bên trong Hội trường giao lưu quốc tế)  
Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center, 1st floor (Sa International Exchange Plaza)

〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町 14-50

14-50 Yamashita-cho, Kagoshima City, Kagoshima, 892-0816  
邮编 892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町 14-50  
14-50 thị trấn Yamashita, thành phố Kagoshima, tỉnh Kagoshima, 892-0816  
〒892-0816 14-50 Yamashitacho Kagoshima City Kagoshima Prefecture

**☎070-7662-4541**  
**9:00am~17:00pm**

かようび にちようび おんまつおんし のぞ  
**火曜日~日曜日** ※ただし年末年始(12月29日~1月3日)を除く  
Tuesday to Sunday ※Closed: December 29th to January 3rd  
星期二~星期日 ※年末年初の12月29日至1月3日除外  
Thứ Ba ~ Chủ nhật ※Tuy nhiên, ngoại trừ kỳ nghỉ năm mới (ngày 29 tháng 12 ~ ngày 3 tháng 1)  
Martes-Linggo ※Maliban sa katapusan ng taon (Disyembre 29 - Enero 3)

**MAP**



- 市電「水族館口電停」から歩いて4分
- JR「鹿児島駅」から歩いて10分
- バス「水族館口」から歩いて5分

がいこくじんむけ  
そうだんまどぐち  
**外国人総合相談窓口**

Consultation Desk for Foreign Residents  
外国人综合咨询窗口  
Quầy tư vấn tổng hợp dành cho người nước ngoài  
Tanggapang ng Pangkalahatang Konsultasyon para sa mga Dayuha

けんみん こうりゅう せんたー かい  
**かごしま県民交流センター 1階**  
(国際交流プラザ内)



**070-7662-4541**

1F, Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center (Inside the International Exchange Plaza)  
鹿児島県民交流中心1楼(国際交流广场内)  
Tầng 1, Trung tâm giao lưu cư dân tỉnh Kagoshima (bên trong Hội trường giao lưu quốc tế)  
Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center, 1st floor (Sa International Exchange Plaza)

そうだん むりよう  
**相談無料**  
Free consultation service  
免费咨询  
Tư vấn miễn phí  
Libreng Konsultasyon



えいご  
**英語**  
English  
Ingles  
英語  
Ingles

にほんご  
**日本語**  
Japanese  
Tiếng nhật  
日语  
Hapon

ちゅうごくご  
**中国語**  
中文

べとなむご  
**ベトナム語**  
Tiếng Việt

たがろくご  
**タガログ語**  
Tagalog

**SUPPORTED LANGUAGE**

Korean, Indonesian, Nepalese, Khmer, Thai, Myanmar, Portuguese, Spanish, Malay, French, Russian, German, Italian, Mongolian.